

≪ 大切な方を亡くされた後の手続き一覧 ≫

令和5年5月8日現在

○ 該当事項がある方は、事前に各担当課にて必要書類等ご確認のうえ、お越してください。

窓口番号 担当課	手 続 き 内 容	持 参 す る も の	
1F	10 市民課	世帯主変更 亡くなられた方が世帯主であった場合、同世帯の相続 順位で世帯主が設定されます 世帯主を変更される場合には、世帯主変更届の手続き が必要となります	本人確認書類（新世帯主の方がお手続きください） 詳しくは、市民課へお問い合わせください
		印鑑登録カード	亡くなられた方の印鑑登録カード（所持者のみ）
		住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード	亡くなられた方の住民基本台帳カードまたはマイナン バーカード（所持者のみ） ※お手元に残しておきたい場合は、ICチップ部分に穿孔処理をしてお 返しすることができますので、お申し出ください
	11 保 険 年 金 課	国民健康保険に加入している方	亡くなられた方の状況により、手続きが異なります 手続きの内容や必要書類を記入した通知書を郵送しま すので、通知書を確認後、お手続きください
		後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	
		医療福祉費（マル福）受給者証をお持ちの方	
		年金（国民・厚生・共済）受給者・加入している方	
	12 税 務 課	<市県民税> 市県民税が課税されている方	亡くなられた方の状況により、手続きが異なりますの で、詳しくは税務課へお問い合わせください
		<固定資産税> 下妻市内に土地・家屋をお持ちの方 （相続登記が済むまでの納税義務者に関する手続き等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人代表者指定届兼現所有者申告書等 ・ 未登記家屋所有者変更届
		<軽自動車税> 125cc以下のバイク・小型特殊自動車の 登録変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名義変更…標識交付証明書 ・ 廃車…標識(下妻市のナンバー)、標識交付証明書
		上記以外のバイク、三輪・四輪の軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸支局 ・ 軽自動車検査協会での手続き
	15 支 子 援 育 課	児童手当	状況により、必要書類が異なりますので、 詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください
児童扶養手当			
16 長 寿 支 援 課	いばらき身障者等駐車場利用証の返還	いばらき身障者等駐車場利用証	
	資格喪失（認定申請中の方は、申請取下げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険証 ・ 負担割合証 ・ 限度額認定証（お持ちの方のみ） ・ 代表相続人の方の口座番号がわかるもの 	
17 福 祉 課	障害者手帳（身体・知的・精神）の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 	
	心身障害児者おむつ代助成消滅届		
	在宅心身障害児童福祉手当喪失届		
	特別障害者等手当喪失届		
	特別児童扶養手当 <受給者死亡届・未支払手当請求書・ 資格喪失届>	状況により、必要書類が異なりますので、 詳しくは、福祉課へお問い合わせください	
	茨城県心身障害者扶養共済 <加入者死亡届・年金給付対象者死亡届>		
	いばらき身障者等用駐車場利用証の返還		いばらき身障者等用駐車場利用証

裏面に続く⇒

窓口番号 担当課	手 続 き 内 容	持 参 す る も の		
2F	23 農業 事 務 員 局 会 農業者年金<該当する方>	亡くなられた方の状況により、手続きや請求先が異なりますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください		
	26 環 境 課	犬の飼い主変更届 ※登録事項に変更が生じた日から30日以内にお手続きください	新しく飼い主になる方は、各自インターネット等で手続きをしてください。 ○環境省指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の変更登録は、 https://reg.mc.env.go.jp/ から手続きしてください（登録証明書が必要です）。 ○民間登録団体（AIPO、FAMなど）に登録をしている場合には、それぞれ変更手続きをしましょう。	
		マイクロチップが装着された犬猫を飼っている方 ※変更が生じた日から30日以内にお手続きください（環境省指定登録機関のみ法令で規定）		
		浄化槽管理者変更		浄化槽管理者変更報告書（正本1部、写し2部）
		浄化槽廃止手続き		浄化槽廃止報告書（正本1部、写し2部）
	浄化槽休止手続き	浄化槽休止報告書（正本1部、写し2部）		
砂 沼 浄 水 場	上 下 水 道 課	所有者を変更する場合	・印鑑 亡くなられた方が上下水道所有者の場合、届出が必要です 詳しくは、上下水道課へお問い合わせください	
		使用者を変更する場合	亡くなられた方が上下水道使用者の場合、お電話にて手続きをしてください	
		下水道加入宅で、井戸水等を使用している場合 （使用態様変更届）	お電話にて人数変更の手続きをしてください	
市立 図 書 館	下妻市立図書館利用カードをお持ちの方	図書館利用カード		

※相続登記 土地や家屋などの不動産相続が発生した場合、相続登記が必要になります。
 なお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。
 詳細は水戸地方法務局下妻支局（☎0296-43-3937）へお問合せください。

【その他の手続】

○市営住宅にお住まいの方は、建設課で手続きしてください。必要書類については、建設課へお問合せください。

○亡くなった方が自治区長だった場合は、総務課（☎43-2115）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

茨城県下妻市役所 ☎04-8501 茨城県下妻市本城町3丁目13番地

☎0296-43-2111(代表) fax 0296-43-4214

下妻市上下水道課 ☎04-0056 茨城県下妻市長塚乙89番地1

☎0296-44-5311(直通) fax 0296-44-5312